

Newsletter Citizen's eyes vol.40

2024 年 8 月 25 日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-4680-6336 <https://civic-journalism.wixsite.com/mysite>

「宣伝」に惑わされないために

「小規模校は教育効果が少ない」。これは学校統廃合を進める時に行政側が使っている説明の一つだ。しかし「学校規模と教育的効果には相関関係がないとするのが教育学の通説」で、「行政による根拠のない宣伝」（参考：「学校統廃合を超えて」（自治体研究社））だそう。そういった宣伝に惑わされないためにも、行政側の説明だからといって、安易に鵜呑みにしないよう心掛けたいし、時には自ら真実に近づく努力も必要である。これは、私たち市民も、報道機関も同じと思う。（お）

「子どもは商品」発言をめぐるって

大島俊夫

6月末の新聞に、昨年10月に任命された県教育委員（牧田和樹氏）が教育委員就任前とはいえ、現任教員前の講演で行った「子どもは商品」発言（注：右資料）が今年の6月県議会で問題視されたことが報道された。

40年近くのこの国で推し進められてきた、財界・政治主導の新自由主義的改革、教育の規制緩和、教育の商品化・市場化の進展に懸念を抱いていた者にとって、ついに富山で教育行政を担う県教育委員の一人が「子どもは商品」というある意味、堂々と、経済の論理で教育を語るようになったのかと驚いた。

さっそく、新聞報道でどれだけ批判的論考が載っているか調べると、大方の新聞は議会で問題視する県議による発言があったことを伝える事実報道はしているものの、報道機関側からの独自の批判的論考を載せているのはコラムで一紙があったぐらいだ（6/28 富山新聞「子どもは商品なのか」）。「目くじらたてなければならぬものか」と逆に発言への問題視に冷ややかな視線を送るコラム（7/6 北日本新聞天地人）もあった。

一連の報道における論評の少なさ、物足りなさもあり、今回はこの発言について考えてみた。

講演部分のいくつかの疑問

現在の経済の、会社・商品・顧客・代金を「教育」に当てはめ、たとえて説明していること自体疑問だ。

牧田氏は会社の経営者であるからか、そのように考えがちなのかもしれないが、就任前の発言とはいえ、「教育」や「子供」に対する考えが、教育委員としてふさわしいものとは決して思われない。

そもそも、会社と学校は当たり前だが目的が違う。

株式会社は利潤追求が目的であり、一方学校は、子供の人間的成長と発達する権利を保障する場であり、経済的利益を目的とする所ではない。

以下に、第10回海外教育視察報告書（富山経済同友会作成）に掲載された6月議会で問題とされた牧田氏の講演部分を抜粋した。



（注）教育の大義

一般的な貨幣経済下において、会社は商品を提供し、顧客が代金を払います。ここで、商品の価値と代金とのバランスがとれていれば商売は成立しますが、それが崩れるとどちらかに大きな不利益が生じます。

翻って、この関係を教育界にあてはめると、会社・顧客・商品・代金が何にあたるのかといえ、会社は学校、顧客は社会（国家）、商品は子供、代金は税金になります。それは、国家の繁栄は教育がもたらすものであり、社会の役に立つ人材、つまり子供という商品の価値を高め輩出するのが学校だからです。ですから学校や教師に税金が使われているのであり、決して保護者のためでなく、国家繁栄のために教育があることを肝に銘じてほしいと思います。

子供を商品と例える発想自体がおかしい。市場で売り買いの対象になっているものが商品であり、子どもが商品とすれば子供を売買の対象と考えるということだ。刑法や子供の権利条約で人身売買は禁止されていることを知らないはずがないのだが。子供とはいえ大人と同様様々な基本的人権に保障され、ましてや教育を受ける権利・学習権の主体だという考えが抜け落ちていないか。

（注）2015年9月の県高P連会報に、牧田氏は県高等学校PTA連合会会長名で「教育の大義」という同じタイトルの同趣旨の内容の寄稿文を載せています。

代金は税金という考え。学校や教師に払われているつまり教育予算（税金）は何かを購入した対価として支払われているのでない。他の生存権（社会保障）と同様、教育を受ける権利がその生存権的基本権の一つとして保障しなければならない国の責務として予算措置が執行されているのだ。

現場教員の声

～ 特別支援教育の意味がなくなる ～

7月の終わり、富山県内で主に公立中学での20年近い教員経験を持つ現役の先生から、話を伺った。

「この発言に照らしたら、特別支援教育（注1）は成り立たなくなる。これが一番問題だと思っています。それを突き詰めていくと津久井やまゆり園の事件はOKになりますよ。子供を生産性がある子供に育てなければならないなら、津久井やまゆり園のあの子どもたちは生産性はないことになります。GDPを下げる方向の人間。下げる方向の人間なんて、世の中に多くいる。全部殺さなければならなくなる。」「ナチスドイツが障害者を整理したことは国家にとって良いことだと。」

「牧田さんの家にはそういう人がいないのかもしれないけど、そんな人が家にいたら、そんな発言はできないはずですよ。と僕は瞬時に思った。」

「子供がどう活躍するか、僕らは見通せない。障害者を競争に駆り出すことは虐待だし、一つの物差しで評価することはナンセンスです。」

好きだという、障害児の親のエッセイの一節、《確かに世の中的には障害を持った子供というのは役に立たない存在なのかもしれないが、僕ら夫婦にとっては、彼がいることで仕事の励みになってそれがもしかしたらその子がいなかった時よりも良い仕事をする原動力になっていたかもしれない。…》に触れながら、「人、一人の単位で評価するのでなく、役に立たない人がもしかしたらその他の人にも影響を与えている。牧田さんは一人ひとりに評価を与えているが、こういうものでない。僕らは信じて教育を行っている。」と発言についての率直な思いを語ってくれた。

ベテラン教員ならではの深い考察に満ちた感想を聞いたのは収穫だったが、一方で残念だが職場では「発言について」全く話題になっていないという。授業の準備、生徒指導、部活指導、保護者対応で、「毎日、ほとんどの先生は自転車操業」の多忙で、当発言について話す余裕はないらしい。

後半は、はじめの方にも書いたが、政治・経済界側からの主導のもとに進められた教育改革（注2）における富山の実情について聞いた。それらの改革には、様々な問題点が指摘されており、富山の実情を知りたいと思った。

結論から言うと、それぞれの教育改革は当初指摘されていた問題の多くがそれほど顕在化していないことが分かった。例えば、富山県で行われている中学校の学校選択制。学校選択制が始まれば人気校と不人気校で差別化・格差化が生じ地域が分断するのではという危惧があったが、意外と従来の自分の学区を選んでおり、移動は部活動がらみが多くある程度。富山は学校間の距離があり、公共交通が大都市ほど便利でもなく、通学も難しく選択熱は高いという感じでないという。

もちろん全国一斉学力テスト、学校課題の増加などの諸改革が教員の多忙化の要因にもなっていることもわかった。

「現場は疲弊、明日の授業や保護者対応をどうしようかばかり考えているから、大局観をもって教育を見る余裕はない」。教育改革の富山の実情について聞き始めた時に、語った言葉だ。教育改革はまず、彼ら現場教員の多忙という『疲弊』を解消するところから始めるべきでないか。インタビューを終えての感想だ。

7月23日富山県高等学校教職員組合の声明

当発言に関して、6月議会での追及以降、主だった動きはなかったものの、7月下旬県高教組が県教委に対し、牧田教育委員の発言と、それを擁護する現知事は看過できないとする声明を発表した。

◆声明の中の当発言に対する抗議要請部分は以下の通り

6月県議会で議論となった教育委員の「子供は商品」発言とこれを「問題ない。教育基本法のどこに反するか全く理解できない」という知事答弁はいずれも大問題であり、看過できない。「子供は商品」発言を含む当該教育委員の発言全体は、「人格の完成」を教育の目的とする教育基本法第一条と同法前文および日本国憲法第13条の「個人の尊厳」に真っ向から反するものである。基本的人権の根幹を否定する言説を繰り返す教育委員とそれを擁護する知事の姿勢は許されない。憲法・教育基本法の「個人の尊厳」に基づき「人格の完成」を目指す教育行政への転換を求める。

※なお、この高教組の抗議声明については、北陸中日新聞とチューリップテレビが報じた。

2 (注1) 特別支援学級に在籍する児童生徒数は、2010年の14万人に対して、2020年は2倍の30万人に増えた。(学校基本調査より)。
(注2) 小中の学校選択制・小中一貫校・新しい評価観(《関心・意欲・態度》から《主体的に学習に取り組む態度》)・ゆとり教育の見直し(授業時間数1割増)全国一斉学力テスト・教員免許更新制(2022年廃止)・学校課題(環境教育や国際理解教育など)の増加・教育分野におけるP D C Aの導入・教員の成果主義的人事評価の導入・各学校が数値目標をもつ経営体へ・学校統廃合・教育基本法改正・地方教育行政法改正

《コラム》 沖縄のいま (31)

政治的隠蔽を暴き、報道する沖縄メディア — 日米地位協定の檻の中で —

小原 悦子

報道により発覚した米兵による性暴力事件

慰霊の日の二日後、6月25日、沖縄に激震が走った。琉球朝日放送の記者が裁判所の裁判期日簿をチェックしていて事件に気付いた。昼の同局ニュースで第一報が報じられた。これを受け、報道各社が地検や警察に取材。各社の要請で地検は起訴状を交付し、事件の概要が明らかになった。沖縄県も報道で事件を知った。報道の果たした役割は大きい。



琉球新報 2024年6月26日より

事件の概要

昨年12月24日夕刻、嘉手納基地第18航空団所属の米空軍兵長ブレノン・ワシントン(25)が県内の公園から16歳未満の少女を車で連れ去り、基地外の自宅で性的暴行を加えた。米兵はスマートフォンの翻訳アプリを使って、自身を「軍の特別捜査官」だと名乗り、少女を安心させて誘拐した。少女の母親からの通報を受けて沖縄県警は米兵を任意聴取。県警は本年3月11日、在宅のまま、米兵をわいせつ誘拐、不同意性交の容疑で那覇地検に書類送致。同27日、地検が同罪で起訴して

いた。

起訴を受けて、日米地位協定第17条5の(c)の規定により、県警は被告の身柄を拘束した。起訴と同時に外務省事務次官がエマニュエル駐日米大使に遺憾の意を申し入れたという。

しかし、この事件は沖縄県に通知されていなかった。米兵による凶悪事件に加えて、沖縄県に情報が伝達されなかったという政治上の問題が上乗せされた。

被害を受けた16歳未満の少女の心身の痛みを思うと、心が萎える。と同時に米兵・米軍関係者への怒りが湧いてくる。「何度、卑劣な事件を繰り返すのか!!」。さらに、沖縄県に情報を提供しなかった日本政府に憤りを抱く。玉城知事は情報提供が早期になされていれば県民への注意喚起ができた、と政府の姿勢を批判する。被害少女と家族に対する必要な支援も早急に取り組めたはずだ。支援が遅れたことによる影響も懸念される。5月には米海兵隊員による別の不同意性交致傷事件が発生している。

起訴後、ワシントン被告は保釈されていた。嘉手納基地内で米軍の管理下に置かれているという。

7月12日の初公判で、ワシントン被告は冒頭、「I'm not guilty (私は無罪だ)」と述べた。さらに「誘拐もしていなければ、性暴行もしていない」、被害者が18歳だと思ったと主張し、「同意なく性行為をおこなったことはない」と述べた。

2023年6月の刑法改正によって、「強制性交罪」と「準強制性交罪」が統合され、名称を「不同意性交罪」に改められた。「性交同意年齢」は、13歳から16歳に引き上げられ、16歳未満との性行為は、同意の有無にかかわらず、処罰されることになった。被害者が18歳で、「同意」があれば問題ない、とする被告の主張だ。なんと、ふてぶてしい!!

なぜ、保釈されたのか

裁判所が刑事事件の被告の保釈を認めるのは、起訴さ

れた犯罪事実について争う意思を示していない場合だ、と刑事事件を扱う弁護士は言う。では、なぜ、起訴事実を認めない米軍人の被告が保釈されたのか。そこには、日本政府による「好意的配慮」が働いていないか。二重基準があるのではないか、疑念が膨らむ。

誰が「97年の通報手続き」を止めたのか

1997年3月に日米で合意した「在沖米軍関係の事件・事故発生時の通報経路」手続きがある(03_12.pdf(mofa.go.jp))。今回それが機能していなかった。通報手続きでは、米軍は沖縄防衛局に、在日米大使館は外務省に伝達することになっている。しかし、外務省が事件を把握したのは捜査当局からの情報だった。外務省は官邸に伝えたが、防衛省には伝達していなかったことが後に分かった。米大使館から外務省へ、外務省から防衛省へ、米軍から沖縄防衛局へ、さらに県・市町村へ。このルートがすべて途切れていた。

米軍関係事件・事故が県などに通報される主な経路



※1997年に合意された通報経路の抜粋

琉球新報 2024年6月27日より

事件発生からメディアが報じるまでの半年間で政治の舞台で何があったか。

昨年12月25日、辺野古設計変更承認の代執行がおこなわれ、国は大浦湾側の工事に着手した(本年1月10日)。4月、岸田首相が訪米し、日米共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発表、日米軍事同盟のさらなる前進を謳い上げた。エマニュエル駐日大使は、与那国・石垣の陸自基地を訪問(5月17日)。大使は事件を知っていたにもかかわらず、沖縄県庁を訪れて玉城知事に謝罪することはなかった。6月21日の沖縄県議会選挙では、県政野党の自民党が圧勝した。沖縄慰霊の日には、首相も外相も全戦没者追悼式に出席したが、一言の言及もなかった。

これらの政治事案が事件隠蔽に関係していないと言えるだろうか。情報遮断の元は米大使館とそれに同調する外務省にあると邪推したくもなる。

日米地位協定の檻の中で

事件発覚後、SNS上では被害者への誹謗・中傷が散見されるという。一般市民にも性犯罪を犯す人はいる、との居直りとも思える声も聞く。しかし、米軍が駐留することにより、米兵による性犯罪は一般市民の犯罪に加算される。性犯罪すべてが魂の殺人だ。被害者の一生を支配してしまう。まして、戦場で戦うための訓練を日常的に行っている兵士・軍人の犯行である。「なぜ、逃げなかったのか」などと言うのは机上の妄言でしかない。

日米安保条約の下で米軍は日本に駐留している。すでに、日米軍事同盟として強化されている現実がある。今回、沖縄での事件発覚後、米軍基地がある他県でも同様の事件が隠されていたことが明らかになった。政治的な意思が働いているとしか思えない。

米軍の事件・事故が起きるたびに、沖縄からは日米地位協定の抜本的改定を求める声が高まる。慎重しくも、「日米安保撤回」とは言っていない。

日米同盟の負担を沖縄に強いているだけの政治はあまりにも理不尽だ。通報や公表の問題ではなく、在日米軍基地が沖縄に過剰に集中していることが問題なのだ。

8月23日の次回期日で、被害少女と母親が証人として法廷に立つ。必死に立っている彼女の心は無駄にしないために、すべての米軍基地をなくしたい。

8月6日、広島平和祈念式典で「表現の自由」を侵害する入園規制

8月6日広島平和公園で、平和祈念式典時間を含む数時間、公園全体への入園を規制し表現の自由を侵害する問題が生じた。

公園入口では手荷物検査、ゼッケン・プラカード等の持ち込み禁止。「ジャーナリスト」(24年6月号)(注)は一連の規制には法的根拠がなく、協力要請にすぎないことを明らかにし、他方で市側の規制発表時(5月)の報道の批判的検討の不十分さを指摘、批判している。(文責：大島)



(注)「ジャーナリスト」は日本ジャーナリスト会議の機関紙